

わくわくワークいしかわ

石川県職業能力開発プラザだより

令和8年9月30日発行

2026
 第838号
 8・9・10

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



「高校生を対象とした企業ガイダンス」の開催

県内高等学校卒業者の県内就職を促進するため、県、県教育委員会、石川労働局、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）による「高校生を対象とした企業ガイダンス2026」が7月11日、県産業展示館4号館で開催されました。

当日は、就職を希望する高校3年生、高校2年生及びその保護者計2,170名が参加し、県内企業をはじめとした318社の企業が自社ブースにおいて、自社の魅力や事業内容などを説明しました。

参加した生徒からは「様々な企業の話を知ることができ、有意義な時間だった」、「自分に合った職業を見つけられるよう就職活動を頑張りたい」といった声が聞かれました。

も く じ

労働ニュース	2
いしかわ就職応援奨学金返還助成制度	2
【イベント情報】第53回石川の技能まつり	3
外国人労働者の確保・定着支援について	4
カスタマーハラスメント防止対策シンポジウムの開催について	4
研修のご案内（在職者の方向け）（10・11・12月実施分）	5・6
令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！	7
職場のトラブル解決しませんか？（石川県労働委員会からのお知らせ）	8
金沢勤労者プラザからのご案内	9
石川県最低賃金改正のお知らせ	9
過労死等防止啓発月間のお知らせ	10

「拡大総合労働相談会」のお知らせ（10月は、「いしかわ労働相談強化月間」です）

石川県内の労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関においては、各機関における窓口・制度の周知及び利用促進を図るため、「拡大総合労働相談会」を開催します。

「拡大総合労働相談会」では、労働者・事業主を問わず、労働に関する様々なご相談に各分野の専門家が答えします。秘密厳守。費用は無料。電話による相談にもお答えします。

☆日 時 10月21日（水） 午前10時～午後4時

☆場 所

第1会場【労働問題全般】

石川県職業能力開発プラザ（金沢市芳斉1-15-15）

TEL：076-261-1400

第2会場【ハラスメント問題】

石川労働局雇用環境・均等室（金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階）

TEL：076-265-4429

企業からのご相談も受けて
おります

相談無料



相談スタッフ…石川労働局、石川県労働企画課・労働委員会、金沢弁護士会、石川県司法書士会、石川県社会保険労務士会ほか

労働ニュース

◎石川県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議の開催

県では、事業者、就業者、顧客等の関係者が一体となってカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）の防止に取り組むため、「石川県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議」を設置し、7月10日に第1回、8月19日に第2回会議を開催しました。

第1回会議では、県が行った実態調査の結果を報告した後、出席した各団体から、それぞれの課題や問題意識、カスハラ防止対策に関するご意見などを共有しました。

第2回会議では、今後の方針及びカスハラ対策の方向性について各団体からご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、会議体が一体となって「共同宣言」を発出することと、カスハラ防止対策に関する支援策を県で取りまとめることが決定しました。

今後は、10月の改正労働施策総合推進法の施行を踏まえ「共同宣言」を発出することを目的に、第3回会議を開催する予定です。



◎障害者雇用促進シンポジウムの開催

8月31日、地場産業振興センターにおいて「第1回障害者雇用促進シンポジウム」が開催され、県内企業の経営者、人事担当者等45名が参加しました。

第1回は、障害者雇用に関する有識者による講演や県内企業の事例発表を通じて、参加者が障害者雇用のメリッ

トや具体的な取組事例に対する理解を深めました。

本シンポジウムは全2回開催で、今回は11月19日に地場産業振興センターで開催を予定しており、障害者の雇用にかかる具体的なノウハウ等について有識者から解説いただく予定です。



◎「いしかわCAFÉ TALK」の開催

石川の企業や地域の魅力を学生目線で発信する県主催の学生プロジェクト「ishimo（イシモ）」は、8月7日、金沢市内のカフェで、大学生と石川で活躍する若手社会人が交流するイベント「いしかわCAFÉ TALK」を開催しました。

当日は県内外の大学生9名が参加し、若手社会人との対話を通して、石川での働き方や暮らし、キャリア形成について理解を深めました。



／ 参加企業を募集しています！ ／

いしかわ就職応援奨学金返還助成制度

石川県では、若手人材の確保・定着を後押しするため、対象企業に就職した方の奨学金返還を支援しています。対象企業に就職した方の奨学金について、就職後3年経過時に、県と企業がそれぞれ2分の1ずつ負担します。採用時のPRや定着支援の一環として活用できる制度です。

新卒学生の採用を検討されている企業の皆様は、ぜひご登録ください。

<制度概要>

対象企業	石川県内に事業所を有し、当該事業所で新卒採用を予定する企業 (ジョブカフェ石川への登録が必要です)		
助成対象者	大学院・大学・高専を卒業見込みの奨学金受給者		
助成額	最大200万円		
	助成基本額 大学院 最大150万円 学部・高専 最大100万円		+
	UIターン加算 50万円		
	※ 企業が助成基本額の上限 (50万円、100万円、150万円) を選択		

制度の詳細は、ILAC（ジョブカフェ石川）HPに掲載しています。

【お申込み・お問い合わせ先】

ジョブカフェ石川 TEL:076-235-4535



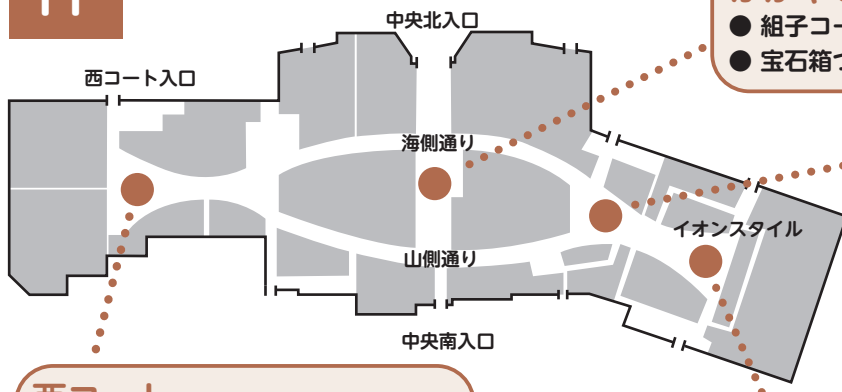
いしかわ就職・定住総合サポートセンター
ILAC Ishikawa Life And Career Total Support Center



第53回 石川の技能まつり

《第1会場》イオンモール白山 10月25日(日) 10:30~15:00

1F



かがやきステージ

- 組子コースターづくり体験
- 塗装体験
- 宝石箱づくり体験
- だるまづくり体験

白山マルシェコート

- タイルカーペット販売コーナー
- モザイクタイル工作体験
- 「職業能力開発協会」展示コーナー
- 「技能検定」相談・展示コーナー

西コート

- 缶バッジ製作体験
- 銅板加工体験
- ポケットティッシュカバー製作体験
- ペーパークラフトカー製作体験
- うちわづくり体験
- フォトスタンド製作体験

※体験ブースには有料のがあります。
また、各ブースごとの在庫が無くなり次第終了となります。

東コート

- 「現代の名工」展示コーナー
- 「全技連マイスター」展示コーナー
- 「産業技術専門学校、障害者職業能力開発校」展示コーナー
- ネームプレートづくり体験
- レストラン・テーブルマナー講座
- 販売コーナー（セルプの店「ゆい」）

《第2会場》ポリテクセンター石川 10月18日(日) 9:20~14:00

いしかわ技の祭典

機械金属・障害者技能競技部門 (9:20~12:30 10種目)

【種目一覧】

機械組立仕上げ 精密測定 電気溶接 旋盤加工 ワード・プロセッサ一般・支援学校部門(※)

表計算(※) オフィスアシスタント(※) ビルクリーニング(※) 喫茶サービス(※) 文書入力スピード競技(※)

※はアビリンピック地方予選大会



■技能体験
コーナー

いろいろな
技能体験を
楽しもう!



第2会場
案内地図



主催／石川の技能まつり実行委員会 事務局 TEL:076-225-1533(石川県商工労働部労働企画課内)
※開催内容については予定であり、今後変更が生じることがありますのでご了承ください。

外国人労働者の確保・定着支援について

国際交流協会（リファール3階）内に、
「いしかわ外国人材就労相談窓口」を開設します！

県内在住外国人の増加により、外国人の就職・労働相談のニーズが拡大していることから、質の高い外国人材の獲得や、長期定着を図るため、多言語で相談対応を実施する「いしかわ外国人材就労相談窓口」を10月1日から国際交流協会内に開設します。



こんなお悩みに対応します

- ・就職活動に不安がある
- ・採用情報を知りたい
- ・仕事で悩んでいる
- ・就職、転職について相談したい
- ・その他、働く上での困りごと

場所

金沢市本町1-5-3 リファール3階
(石川県国際交流協会内)

利用日

月・水・金9:30～16:30
※年末年始、祝日を除く。

連絡先

ishikawa-support@toyowork.co.jp
076-203-9269

カスタマーハラスメント防止対策 シンポジウムの開催について

○改正労働施策総合推進法が10月1日付けで施行され、
事業主のカスタマーハラスメント対策が義務化されました。

- ・「対策って何をすればいいの？」
- ・「消費者としてどういったことに気を付ければいいの？」
- ・「現場ではどんな対応をすればいいの？」

事業主・労働者だけでなく消費者側からの疑問も含めて、
法改正の内容や対策の現状についてご紹介いたします。



(出典) 厚生労働省あかるい職場応援団HPより

・日時: 令和8年10月28日(水) 14:00～17:00(開場 13:30)

・内容: ①基調講演

②パネルディスカッション

・場所: 石川県女性センターホール(金沢市三社町1番44号)

※ご来場の際には、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

参加費
無料

申込はコチラ



研修のご案内(在職者の方向け)(10・11・12月実施分)

県内産業技術専門校では、在職者の方を対象に、講義と実技を組み合わせた実践的な技術研修を実施しています。受講希望の方は、開催日の2週間前までに各産業技術専門校へお申し込みください。

◎小松産業技術専門校 TEL：0761-44-1183

■機械系 (訓練時間 9:00～16:00 iCADコースのみ 8:30～17:00)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
iCAD 基本操作	iCAD SXのウィンドウ操作、機械設計に必要なコマンド操作を習得します。	機械図面の読図及びパソコンの基本操作が出来る方	5	R8.10.7～8	1,660円
iCAD モデリング	iCADのモデル作成技術を高め、パーツ化や階層編集を習得します。	iCADの基本操作が出来る方	5	R8.11.4～5	1,660円
iCAD 図面化	iCADのモデルから2Dを作成、変更する方法を習得します。	iCAD製図、モデリングコースを修了した方	5	R8.12.2～3	1,660円
半自動溶接作業基礎	半自動溶接について基本的な知識と技能の習得を目指します。	半自動溶接の基礎を勉強したい方	10	R8.11.4～6	18,490円 (教材費含む)
手溶接作業基礎	被覆アーク溶接について基本的な知識と技能の習得を目指します。	手溶接の基礎を勉強したい方	10	R8.11.16～18	14,490円 (教材費含む)
機械測定基礎	現場でよく使用されるノギス、マイクロメータなどの原理や測定方法、測定の際の注意点を理解し、正確な測定技術を習得します。	測定器の基礎を勉強したい方	10	R8.10.8～9	1,660円
NC旋盤基礎	NC旋盤の基本的なプログラムや段取り、加工方法について理解し、課題を作成することで基本的なプログラムおよび加工技術を習得します。	NC旋盤作業の基礎を勉強したい方	5	R8.10.26～28	8,990円 (教材費含む)

◎金沢産業技術専門校 TEL：076-267-2221

■機械系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
NC旋盤プログラミング基礎	NCの基礎的なプログラミングを習得します。	プログラムを勉強したい方	5	R8.10/7～9	4,690円 (テキスト費含む)
NC旋盤加工実践	プログラミングから段取り加工までの一連の作業について実践的な技術を習得します。	NC旋盤プログラミング基礎コース修了者、または操作技術を勉強したい方	5	R8.10/14～16	6,090円 (教材費含む)
測定	測定に必要な知識と技能を習得します。	製造現場にて測定・検査作業に初めて従事される方	10	R8.10/20～22	4,250円 (テキスト費含む)
機械製図	機械図面を読むために必要な知識を習得します。	機械加工・機械製図に初めて従事される方	10	R8.10/27～29	5,350円 (テキスト費等含む)
複合加工基礎～2軸の先へ～	複合加工機の旋削とミーリングの加工手法を習得します。	NC旋盤の操作経験者、複合機を勉強したい方	5	R8.12/16～18	7,090円 (教材費含む)

■電気・電子系 (訓練時間 9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
電気	電流・電圧・電気抵抗、直流・交流電気回路の読み方、測定方法を習得します。	電気技術を初めて学ぶ方	10	R8.11/11～12	6,260円 (教材費含む)
制御	シーケンス制御回路の製作を通じて、回路図や制御技術の基礎を習得します。	電気制御技術を初めて学ぶ方	10	R8.11/18～19	7,358円 (教材費含む)
モーター制御	マグネットスイッチを使用して、モーター制御の基礎を習得します。	制御コース修了者または同等の知識がある方	5	R8.11/25～26	7,358円 (教材費含む)
PLC制御	基本命令を使用した作成法を習得します。	シーケンスプログラミングを初めて学ぶ方	5	R8.12/24～25	3,860円 (教材費含む)

■IT系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
表計算基礎	表の作成・編集、グラフの作成、関数の使用方法など、Excelの基本的な機能と操作を習得します。	Windowsの操作ができる方	10	R8.10/27 ~29	4,800円 (テキスト費等)
建築CAD	JW-CADの基本操作を習得します。	Windowsの操作ができる方	10	R8.11/4・11・18	6,120円 (テキスト費等)
表計算応用	表の作成・編集、グラフの作成、関数の使用方法など、Excelの基本的な機能と操作を習得します。	Windowsの操作ができる方	10	R8.11/24 ~26	4,800円 (テキスト費等)
Excel VBA基礎	Excel VBAの基本機能と操作を習得します。	Excelの基本操作ができる方	10	R8.12/8 ~10	5,350円 (テキスト費等)
Excel VBA応用	アプリケーションの作成技術を習得します。	Excel VBA基礎コースを修了者または同等の知識がある方	10	R8.12/15 ~17	5,240円 (テキスト費等)

■管理系 (訓練時間 9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
QC基礎	品質管理の基本的な考え方と、QC七つ道具の使い方を習得します。	QCの基礎を勉強したい方	10	R8.11/9 ~10	1,660円
QC実践	品質管理の事例分析および解析の手法を習得します。	QCサークル活動経験者	10	R8.11/30 ~12/1	1,660円

◎七尾産業技術専門校 TEL: 0767-52-3159

■建設機械系 (訓練時間9:00~17:15)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務に必要な技能講習修了証を取得します。(労働安全衛生法第61条)	建設業に従事する方(18才以上)	10	R8.10.26 ~11.5	91,960円 (テキスト費等) (注1)

(注1)金額の確認は、七尾労働基準協会(TEL:0767-52-5343)まで、お願いします

☆産業技術専門校では企業ニーズに対応したセミナーを企画・実施しておりますので、従業員の方の技術向上にお役立てください。
ご希望の際は各産業技術専門校の在職者訓練担当までご相談ください。

オーダーメイドセミナーのご案内(在職者訓練)

随時
募集中!

オンラインでの訓練や企業への出張型の訓練も実施しています

- ▶ 県内産業技術専門校(全4校)では、地域企業の皆様の職業能力開発の支援と技術力の向上を目的として、**各種在職者訓練を実施**しています。
- ▶ 各企業様の要望に応じた**オーダーメイド型セミナーも実施**しており、モノづくり分野での人材のレベルアップを図ります。
- ▶ 産業技術専門校から**オンラインで行う訓練や、講師を企業に出張**させて行う訓練も実施しています。

対象・内容

- <対象> 新規採用者~中堅技術者
- <内容> 基礎技術~応用技術
- <費用> 830円/人・日、教材費、テキスト代

各種要望
(内容、期間、日程等)
にも柔軟に対応!!

新入社員
の即戦力化!

講師の謝金・
旅費はかかりません
(県が負担します)
企業指定の講師による研修も
ご相談ください

中堅社員の
レベルアップ!

各校特色

- 小松産業技術専門校(機械・金属・溶接等)
ex) 溶接、熱処理、NC旋盤、フライス盤、機械・建築CAD等
- 金沢産業技術専門校(機械系、IT等)
ex) マシニングセンタ、NC旋盤、機械検査、機械・建築CAD等
- 七尾産業技術専門校(自動車整備、生産設備保全等)
ex) 自動車整備、ガス溶接技能教育等
- 能登産業技術専門校(IT等)
ex) ワープロ、表計算、樹木管理等

実施風景



お問い合わせ先

◎小松産業技術専門校 〒923-0967 小松市青路町130 TEL: 0761-44-1183
 ◎金沢産業技術専門校 〒920-0352 金沢市観音堂町9番地 TEL: 076-267-2221
 ◎七尾産業技術専門校 〒926-0853 七尾市津向町へ部34番地 TEL: 0767-52-3159
 ◎能登産業技術専門校 〒927-0602 鳳珠郡能登町字松波3-60-3 TEL: 0768-72-0184

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます(電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含む)。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃(暴行、傷害等)、精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等)
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐなど)を、労働者に周知する

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑥特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「就活セクハラ」)とは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③求職活動等に関するルール(面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など)をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策の際に参考となる情報を掲載しています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先

石川労働局雇用環境・均等室

TEL:076-265-4429

受付時間:8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

職場のトラブル解決しませんか？ 石川県労働委員会にご相談ください！

手数料
無料

労働者と使用者（事業主）との間に発生した労働関係のトラブルを抱えていませんか。
石川県労働委員会では、労働者個人と使用者（事業主）とのトラブルを解決するため、「**個別労働関係紛争の調整（あっせん）**」制度があります。簡易・迅速な解決を希望される皆様、ぜひご相談ください。

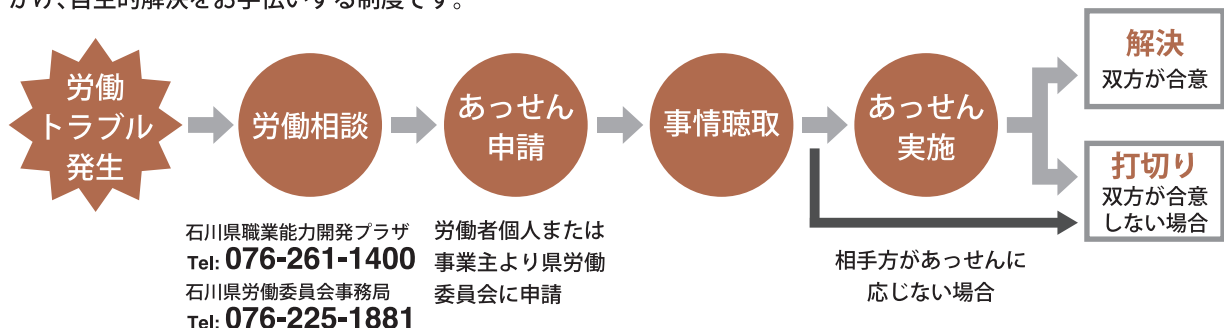
労働委員会とは

石川県労働委員会は、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員各5名の合計15名で構成され、労使間のトラブルを中立・公平な立場で解決する石川県の組織です。



個別労働関係紛争の調整（あっせん）について

個別労働関係紛争の調整（あっせん）とは、労働者個人と事業主との間で生じた解雇や労働条件等に関するトラブルについて、話し合いが進まず、自主的な解決ができなくなった場合、経験豊富な公・労・使の各委員が労使双方に働きかけ、自主的解決をお手伝いする制度です。



お問い合わせ

石川県労働委員会事務局
金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎18階）

076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp
石川県労働委員会



金沢駅から
徒歩10分

金沢勤労者プラザ 貸室のご案内

全室
Wi-Fi完備

当プラザは、金沢駅から徒歩10分、駐車場153台完備、全23室Wi-Fi完備しております。研修・会議から講習会やイベント、スポーツまで、人数や用途に応じて選べる様々な貸室をリーズナブルな料金でご提供しております。

室名	会場の定員	利用料金			用途	部屋数
		午前	午後	夜間		
研修室(口の字型)	12人	1,550	2,200	2,040	会議、研修	3室
研修室(教室型)	20人～24人	3,200	4,490	4,190	//	4室
//	30人～42人	4,810	6,760	6,310	//	5室
//	84人	7,530	10,610	9,880	研修、講演会	1室
会議室(舟形卓)	16人～20人	5,600	7,870	8,300	会議	2室
多目的室(ホール)	400人	18,890	26,590	24,730	展示会、講演会	1室
体育館	600人	14,540	20,460	19,030	講演会	1室
和室	8人～90人	1,740	2,270	2,670	会議、展示会	3室
ミーティングルーム(口の字型)	16人	2,360	3,240	2,640	会議、研修	1室
音楽室(ピアノ・防音)	80人	9,090	12,110	9,090	ピアノ発表会など	1室
料理実習室(調理台7台)	36人	6,250	8,200	8,550	調理実習	1室

※利用料金は、10月1日改定後の金額になります。また、冷暖房費・消費税が含まれております。

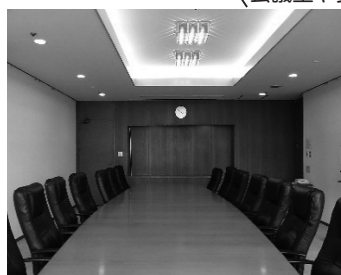
※研修室(口の字型)は、お部屋によって金額が異なりますので、詳細は右下の二次元コードからご確認ください。

※体育館および多目的室は、体育目的でのご利用の場合は金額が異なります。

★ 会議・研修に必要な備品(マイク装置、プロジェクターなど)も貸し出しております。

各貸室・備品の料金
(10/1～)はこちらから

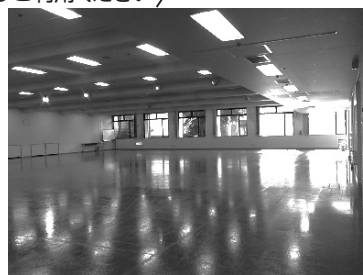
／ 会議室や多目的室、音楽室など特別なお部屋も、ぜひご利用ください ／



会議室



音楽室



多目的室

【貸室】



【備品】



ご予約・お問い合わせ

金沢勤労者プラザ

金沢市北安江3-2-20 TEL(076)221-7771

お部屋の詳細・空室状況などは
ホームページをご覧ください。
www.kinpura.com



確認OK? 最低賃金

働く人も、雇う人も、忘れずに ☒

「石川県最低賃金の改正のお知らせ」

時間額1,113円(改正発効日 令和8年10月3日)

石川県最低賃金は、パートタイマー・アルバイト等雇用形態を問わず、石川県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者は、これより低い賃金で労働者を使用することはできません。

詳細は、石川労働局(Tel076-265-4425)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、産業によっては、これより金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用されますので、ご注意ください。

また、石川労働局のホームページもご覧ください。

石川県
最低賃金



賃金引き上げ
支援



11月は、過労死等防止啓発月間です。
過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

相談無料

11月7日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和8年11月7日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにして、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

詳細は厚生労働省
特設サイトをご覧ください。

厚生労働省
特設サイト



【問合せ】石川労働局
労働基準部監督課
Tel.076-265-4423

